

Ⅲ-3 つながりのある 特別支援教育の推進

【一人一人の教育的ニーズに 応じた支援】

1 趣旨

障害のある児童生徒への支援を実施するにあたり、本年度も「つながりのある支援」を重視した。就学前から小・中・義務教育・高等学校への縦の繋がりと、各時期における関係機関等との横の繋がりを充実させることにより、障害のある児童生徒のよりよい支援に繋がると考え、以下の取組を実施した。

2 取組と現状

(1) 姫路市教育支援委員会による個別の教育支援の推進

幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、就学前から就学後までの一貫した適切な教育支援を実施するために、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや通級指導教室担当教員、特別支援学級担任から、特別支援推進員を委嘱し、適切な教育の場の決定（連携支援）や、幼稚園・小・中・義務教育学校の指導に対する助言（地域支援）を行っている。

連携支援や地域支援は、保護者や学校園からの申請により実施しており、子供一人一人の個別の教育支援計画を作成するとともに、依頼に基づいた地域支援を適時実施することで、一貫した支援の充実に取り組んでいる。

本年度は、姫路市教育支援委員会を4回、特別支援推進員会を5回開催した。

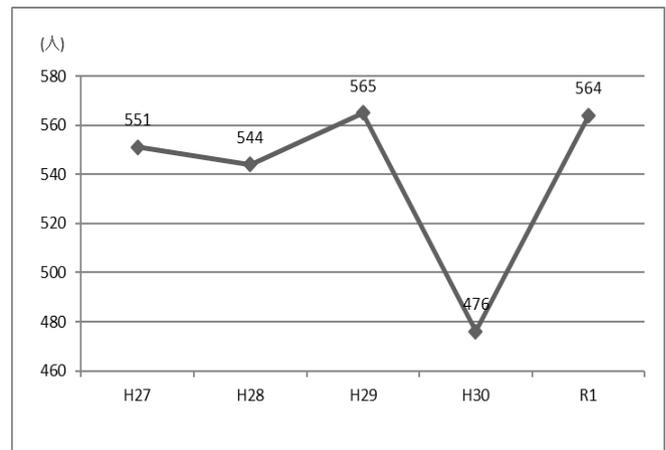


図1 連携支援申請者数の推移(H27～R1)

表1 令和元年度教育支援(地域支援・連携支援)の実施件数(令和2年3月末現在)

	地域支援			連携支援 申請件数
	対象者数	校園数	実施回数	
合計	55	34	57	564
幼稚園・就学前	7	5	8	193
小学校・義務教前期	41	24	42	200
中学校・義務教後期	6	4	6	171
高校・書写養高等部	1	1	1	0

※連携支援の小学校は5年生まで、中学校は小6年を含む数。

(2) 姫路市特別支援推進会議による特別支援教育の充実

本市が取り組んでいる特別支援教育の在り方や課題について協議するために姫路市特別支援推進会議を開催している。本年度は、「医療的ケアシステム」「通級による指導における体制」の2点を中心に、取組の方向性について検討を行った。

(3) 交流及び共同学習の推進

共生社会の形成を目的として、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流や、特別支援学校に在籍している児童生徒の居住地校交流等に取り組んでいる。

本年度も、市内の施設を利用した校外学習等を通じた特別支援学級の交流会や、小・中・義務教育学校と県立特別支援学校との学校ぐるみの交流活動等、各学校で計画的・継続的に様々な取組を実施した。

(4) 特別支援学級における支援の充実

本年度は、233学級の特別支援学級を設置し、829人の児童生徒が在籍した。(令和元年9月1日現在)

近年、体温調整の不安定な子供や車椅子を利用している子供が入級しているため、学校施設課と協議の上、学校施設の整備改修に取り組んでいる。また、階段昇降機の配置やプール指導時介助員の配置等を行い特別支援学級における支援の充実を図った。

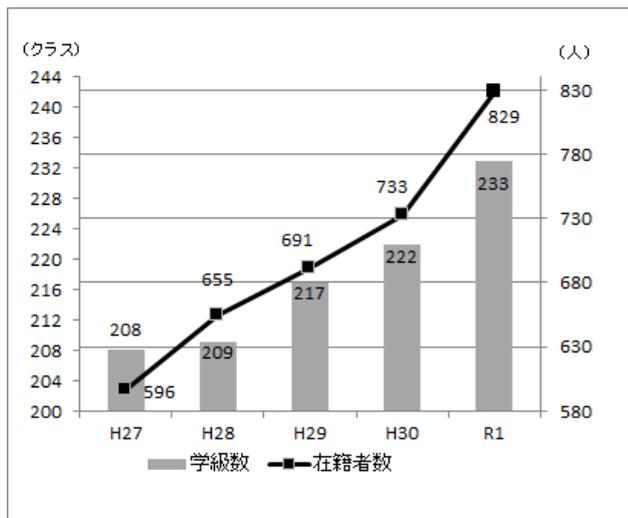


図2 姫路市立小・中・義務教育学校における特別支援学級設置数及び在籍者数の推移(H27～R元 H27～H30年度は5月1日、R元年度は9月1日現在)

表2 令和元年度 姫路市立小・中・義務教育学校における特別支援学級障害種別毎の学級数及び在籍者数

(令和元年9月1日現在)

特別支援学級	在籍者数	学級数		合計	学級数	
		小学校	中学校		小学校	中学校
合計	829	633	196	233	166	67
学級種別	弱視	2	1	2	1	1
	難聴	8	6	7	5	2
	知的障害	369	272	97	95	30
	肢体不自由	22	19	3	18	3
	病弱	6	6	0	5	0
	言語障害	0	0	0	0	0
	自閉症・情緒障害	422	329	93	106	31

*義務教育学校前期課程は小学校に、後期課程は中学校に集計している。

(5) 通級による指導の充実

本年度は、通級による指導教室を12教室設置し、229人の児童生徒が指導を受けた(令和2年3月1日現在)。

本年度の教室設置状況では、教室の種別

ごとの利用には限界があるため、LD・ADHD等の児童生徒が自閉症や言語障害の通級指導教室を利用できるようにするなど、弾力的運用を実施している。また、通級指導教室の指導内容の充実のため、通級指導教室担当者等連絡会を月に1回開催し、事例検討や特別支援学校の特別支援教育コーディネーターから助言指導を行い、専門性向上に取り組んだ。

表3 令和元年度 姫路市立小・中学校における通級指導教室において指導を受けた児童生徒数 (令和2年3月1日現在)

通級指導教室	指導を受けた児童生徒数	教室数					
		小学校		中学校			
教室種別	合計	229	193	33	12	9	3
	言語障害	23	23		1	1	
	LD・ADHD等	150	114	36	9	6	3
	自閉症	56	56		2	2	
指導形態	合計	229	193	36			
	自校通級	90	80	10			
	他校通級	38	28	10			
	巡回指導	101	85	16			

*義務教育学校前期課程は小学校に、後期課程は中学校に集計している。

(6) 特別支援教育支援員の配置

個別の支援を必要とする園児・児童生徒への支援や介助を行うために特別支援教育支援員を配置した。

表4 令和元年度 特別支援教育支援員校種別配置人数 (令和2年3月末現在)

特別支援教育支援員	人数	配置校園数			
		幼稚園	小学校	中学校	
特別支援教育支援員	116	87	13	56	18

*義務教育学校前期課程は小学校に、後期課程は中学校に集計している。

特別支援教育支援員の専門性を高めるために、講義・グループ協議・施設見学等の内容とする講習会を夏季休業中に3日間開催した。



(7) 書写養護学校における医療的ケアの充実

肢体不自由特別支援学校である書写養護学校には、酸素吸入や痰の吸引等医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍している。こうした児童生徒の命を守り安全な学校生活を送ることができるよう、医療法人と平成29年度から3年間の業務委託契約を結び、7人の看護師が常駐する体制を整えている。また、教職員についても、法に基づく研修を実施し、教職員が法に認められた医療的ケアを行えるようにしている。

こうした医療的ケアを丁寧に進めていくために、「書写養護学校医療的ケアシステム推進会議」を2回開催した。会議では、医療的ケアを必要としている子供の実態を確認し、必要な支援体制について検討を行っている。

表5 書写養護学校における医療的ケアが必要な児童・生徒数とその割合

(令和2年3月1日現在)

学部	小低部	小高部	中学部	高等部	計
児童生徒数	18人	16人	25人	24人	83人
医療的ケア対象者数	7人	10人	12人	12人	41人
割合	39%	63%	48%	50%	49%

※小低部・小高部の列の数値には、訪問学級児童3名分を含む。